

岐阜県自然工法管理士認定審議会規則をここに公布する。

平成二十五年 四月 一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十八号

## 岐阜県自然工法管理士認定審議会規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）第二条の規定に基づき、岐阜県自然工法管理士認定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第二条 審議会は、次の事項を調査審議する。

- 一 岐阜県自然工法管理士の認定審査に關する知事の諮問に応じ、答申すること。
- 二 岐阜県自然工法管理士の資質の向上及び活用に關する事項に關すること。

### (組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、岐阜県自然工法管理士に必要な能力を有する者で、岐阜県自然共生工法研究会会長の推薦のあつたものうちから、知事が任命する。

### (委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、県土整備部技術検査課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に任命される委員（補欠の委員を除く。）の任期は、第四条第一項本文の規定にかかわらず、同日までとする。